

No	分類	質問	回答
1	事業目的・概要	本事業の実施目的を教えてください。	「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO2排出量の削減に加え、大気中のCO2を吸収し、除去する取組も重要です。 本事業は、優れた技術やアイデアを持つスタートアップと連携して行う実証事業を通じ、東京の自然資源を活用したCO2の吸収・除去と、その後のカーボンクレジット創出のモデルとなる事例を生み出し、都内における吸収・除去系カーボンクレジット創出の活性化を目的としています。
2	事業目的・概要	「運営事務局による伴走支援」とは、具体的にどのような内容ですか。	採択後の事業計画の策定から実証事業の実施場所の確保、関係者との調整等、実証事業の実施に係るスタートアップの取組に対して、助言を行います。 具体的な支援内容は、採択されたスタートアップのニーズを踏まえて、協議のうえ決定します。
3	応募要件	応募対象事業者について、会社形態(株式会社、合同会社、NPO、社団法人、個人事業主など)に制約はありますか。	日本国内に法人格を有し、次のいずれかに該当する事業者を対象とします。 ①株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる土業に係る営利法人 ②特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人 ③その他東京都が認める者
4	応募要件	大手企業の傘下である事業者(いわゆるみなし大企業)であっても、応募の対象となりますか。	募集要項に記載の応募要件を満たしていれば、応募の対象となります。
5	応募要件	カーボンクレジットの創出支援事業者のみが応募の対象となりますか。	本事業は都内でのカーボンクレジット創出の促進を目的としているため、創出を目的としない事業は対象となりません。ただし、クレジットの創出に加え、クレジットの取引の活性化にも資する事業は募集の対象となります。
6	応募要件	拠点(登記)が東京都外でも応募可能ですか。	都外に主たる事業所を置く場合も、本事業を通じて都内でのカーボンクレジット創出に寄与するアイデアや技術等を有していて、且つ実証地が東京都内であれば応募可能です。
7	応募要件	実証事業期間内に、クレジットの認証取得まで完了する必要がありますか。	新たな吸収・除去技術や除去量の測定手法の開発等、吸収・除去系カーボンクレジットの創出に資する事業であれば、実証事業の期間内にカーボンクレジットの認証を取得することを必須の要件とするものではありません。但し、実証事業期間内のクレジット認証取得可能性は審査時に評価の対象になります。

No	分類	質問	回答
8	応募要件	CO2の吸収・除去活動を実施しても、クレジットの認証取得は行わない、またはその予定がない場合も、本事業の支援対象となりますか。	本事業はクレジットの創出促進を目的とするため、認証取得を目的としない実証事業は支援対象外です。
9	応募要件	DACの導入など、工業系クレジットの創出は、本事業の支援対象となりますか。	本事業の対象技術は限定されていません。農林水産業分野における吸収・除去系カーボンクレジットの創出に資するものであれば、事業の対象となり得ます。
10	応募要件	1社が複数の提案を行うことは可能でしょうか。	可能です。ただし、採択される実証事業は1社につき最大1件です。
11	応募要件	グループ内企業と連携し、支援体制を組んで応募することは可能ですか。	可能です。ただし提案にあたっては、代表1社が提案する必要があり、同社が都と協定を締結することになります。
12	応募要件	創出を目指すクレジットの種類に制約はありますか。	創出を目指すクレジットの種類は限定しておらず、国が認証するJ-クレジットのほか、国内外の民間認証機関が発行するいわゆる「ボランタリークレジット」も想定しています。各実証事業において、どのようなカーボンクレジットの認証を目指すかは、採択するスタートアップの提案を踏まえて決定します。
13	応募要件	実証は、必ず都内で実施しなければなりませんか。	実証事業の主要なプロセスは東京都内にて実施いただく必要がございます。一部、東京都外でのプロセスが含まれる等は問題ございません。
14	応募要件	参加スタートアップに求められる定期的な進捗報告等について、月一回の報告のほか、デイリーのコミュニケーションは発生しますか。	月一回の進捗報告が求められますが、追加でのコミュニケーションの頻度や方法については、事業の進捗や参加スタートアップのニーズに応じて調整します。
15	審査	審査はどのようになされますか。また、審査結果は開示されますか。	審査は、提出書類の事前審査および外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査の結果に基づいて行います。審査結果については、応募者に対して個別に連絡する予定です。
16	審査	過去に採択された事例や、審査ポイントなど教えてください。	令和六年度の採択スタートアップに関する詳細は本事業ホームページをご覧ください。審査ポイントは募集要項に記載の審査の観点をご参照ください。

No	分類	質問	回答
17	審査	審査観点として、農業従事者への還元、地域への貢献等のコベネフィットは重視されますか。	コベネフィットは各審査項目には含まれていませんが、コベネフィットが各審査項目に寄与する場合、評価対象となることがあります。
18	審査	特定の課題解決にフォーカスした提案よりも、再現性のある提案の方が高評価となりますか。	実証を目指す事業（技術、ビジネス等）が、都内の多くの農林水産事業者等に活用できるものであり、幅広いステークホルダーに普及することが期待される場合、高く評価されます。
19	協定	協定は、採択決定後に更新の必要はありませんか。	協定は本事業の期間内（約2年間）有効であり、原則として、期間中に更新や変更は必要ありません。採択後の手続きに関する詳細は、各参加事業者に別途案内します。
20	協定	公募申請および採択後の協定締結時に採択を辞退することは可能ですか。	採択決定後に辞退することは想定しておりません。
21	協定金	支援の対象となる費用項目にはどのようなものがありますか。	負担金の対象は、実証事業に係るものとして明確に区分できる経費で、各年度内に契約、履行及び支払いが完了した経費であり、実証事業に従事する従業員の人件費や実証事業の実施に必要な設備の調達費用等を想定しています。具体的な費目については、採択されたスタートアップとの個別の協議により決定します。
22	協定金	当事業を運営するために採用した方への人件費や、委託先への業務委託料などは協定金の対象となりますか。	実証事業に係るものとして明確に区分できる経費で、各年度内に契約、履行が完了した経費であれば、人件費や業務委託料も経費の対象となります。具体的な対象費目は、採択スタートアップとの個別の協議により決定します。
23	協定金	実証のための開発に係る場所の賃借料は協定金の対象となりますか。また、都外の場所に係る賃借料でも対象となりますか。	実証事業の実施のために新たに賃借し、かつ実証事業専用の施設等として用いる場合には対象となり得ます。既に賃借しているオフィス等の賃借料は原則として対象となりません。具体的な適否は採択スタートアップとの個別の協議により決定します。

No	分類	質問	回答
24	協定金	協定金の主な対象経費として挙げられている、人件費の単価の算定基準はありますか。	人件費の単価は、原則として、毎年度経済産業省が公表する等級単価一覧表に基づき計算していただきます。但し、役員や時給制の方等は別途定める方法により計算していただきます。
25	協定金	協定金の対象経費となる「委託費」について、委託率・外注率の上限はありますか。	委託率・外注率が著しく高い場合は認められない場合があります。詳細は、採択スタートアップとの個別の協議により決定します。
26	協定金	事業期間中、または事業期間後に交付済みの協定金の返還を求められる場合がありますか。	実証事業に係る協定の締結後、採択スタートアップの責めに帰すべき理由により協定を解除し事業を中止した場合、支払い済みの協定金の返還を求める可能性があります。 SUの責めに帰すべき理由による協定解除の例としては、公募時の提出資料に虚偽があった場合や、実証事業の実施者として社会通念上相応しくない行為があった場合などが考えられます。
27	協定金	計画した事業成果が得られなかった場合、協定金の返還の必要はありますか。	必要ありません。ただし、事業の遂行にあたり真摯な取組が求められます。意図的な怠慢や不正が認められた場合は、協定金の返還を求めることがあります。
28	取得財産	本実証実証に関連して収入が得られた場合、東京都に返金する必要がありますか。	実証事業に必要な取組に付随して得られた成果物と判断できるもの（クレジットの売却益等）は、スタートアップに帰属するものとし、返金は不要です。
29	取得財産	実証事業の実施に伴い生み出された著作権や知的財産等は東京都に帰属しますか。	実証事業の実施に当たり、スタートアップが実施した取組に付随して得られた成果物・著作物に対する著作権その他の知的財産権は、スタートアップに帰属します。